

委員意見に対する申請者回答

意 見	回 答																		
<p>1 廃棄物関係</p> <p>(1) ごみ種別に搬入形態（荷姿）を説明願います。 また、搬入業者はある程度固定していますか、あるいは今後も新規の業者と取引を拡張しますか。</p> <p>(2) 全ての搬入車について搬入物（覆土材を含む）を展開検査しますか。</p>	<p>1 廃棄物関係</p> <p>(1) 新規の中間処理業者5～6社と契約締結の上、営業を開始する予定です。受入に関しては、下記基準をすべて満たしている廃棄物と致します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">廃プラスチック</td> <td style="width: 33%;">廃ポリウレタン、廃スチロール、廃タイヤ、廃農業用フィルム、廃合成建材、塗料かす、合成繊維くず、接着剤かす等</td> <td style="width: 33%;">中空の状態で最大径が概ね 15cm 以下のもの</td> </tr> <tr> <td>ゴムくず</td> <td>天然ゴムくず</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金属くず</td> <td>鉄くず、空缶、銅線くず、切削くず研磨くず、溶接かす等</td> <td>最大径が概ね 15cm 以下のもの</td> </tr> <tr> <td>ガラス、コンクリートくず (がれき類を除く)</td> <td>ガラスくず、陶磁器くず、製品の製作過程で生じるコンクリートくず、瓦破片</td> <td></td> </tr> <tr> <td>がれき類</td> <td>ブロック破片、コンクリート破片、アスファルトがら等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非飛散性アスベスト</td> <td>アスベスト混練物</td> <td>CaSO₄（石膏）混入物は除く</td> </tr> </table> <p>尚、非飛散性アスベスト含有廃棄物は埋立て指針に沿って、日付、場所（平面位置、高さ）を記録してマニフェストで管理します。埋立ては二重梱包し、その都度覆土します。</p> <p>(2) 受入台数10～15台/日を予定する搬入車については、全て展開検査を行います。掘削残土を隣接借地等に仮置きし、覆土材として転用しますので、展開検査はしません。</p>	廃プラスチック	廃ポリウレタン、廃スチロール、廃タイヤ、廃農業用フィルム、廃合成建材、塗料かす、合成繊維くず、接着剤かす等	中空の状態で最大径が概ね 15cm 以下のもの	ゴムくず	天然ゴムくず		金属くず	鉄くず、空缶、銅線くず、切削くず研磨くず、溶接かす等	最大径が概ね 15cm 以下のもの	ガラス、コンクリートくず (がれき類を除く)	ガラスくず、陶磁器くず、製品の製作過程で生じるコンクリートくず、瓦破片		がれき類	ブロック破片、コンクリート破片、アスファルトがら等		非飛散性アスベスト	アスベスト混練物	CaSO ₄ （石膏）混入物は除く
廃プラスチック	廃ポリウレタン、廃スチロール、廃タイヤ、廃農業用フィルム、廃合成建材、塗料かす、合成繊維くず、接着剤かす等	中空の状態で最大径が概ね 15cm 以下のもの																	
ゴムくず	天然ゴムくず																		
金属くず	鉄くず、空缶、銅線くず、切削くず研磨くず、溶接かす等	最大径が概ね 15cm 以下のもの																	
ガラス、コンクリートくず (がれき類を除く)	ガラスくず、陶磁器くず、製品の製作過程で生じるコンクリートくず、瓦破片																		
がれき類	ブロック破片、コンクリート破片、アスファルトがら等																		
非飛散性アスベスト	アスベスト混練物	CaSO ₄ （石膏）混入物は除く																	

<p>(3) 展開試験を行い、有害物質等の混入が認められた場合は、どのような措置を行いますか。</p> <p>(4) 不審な搬入物が埋立不適物であるか判断するために簡易検査または迅速分析（化学 分析）を実施しないのですか。</p> <p>(5) 排出事業者からの「検査データ票」および「搬入検査報告書」のフォーマットはできていますか。ありましたら見せてください。</p> <p>(6) 処理工程図の一番右側、目視や展開検査でNOとなった場合、原因究明や対策の提出後、YESの場合受け入れ継続が続いているが、実際の搬入からは3-1に戻るとみてよいですか。</p> <p>(7) 石綿含有産業廃棄物は非飛散性廃棄物のみを扱いますか。その際搬入処理などで、飛散の恐れはないですか。</p>	<p>(3) 搬入業者との契約書にその旨を謳うと共に不合格の場合、法令及び条例等に照らし、技術管理者が選別できないと判断した場合は、写真記録の上理由書を添付し全荷返品します。</p> <p>(4) 全て中間処理業者からの搬入物であるため、不審な搬入物を想定していません。展開検査の他に、簡易検査による確認方法につきましては同業他社様等の情報も求めましたが、適切な方法が見出せませんでした。 また、東京都が策定しました「土壌汚染調査（重金属等）の簡易で迅速な分析技術」等につきましても検討を行いましたが、展開検査の現場でどのように対応出来るか判断がつかない状況です。 不審物が不合格の場合、法令及び条例等に照らし、技術管理者が選別できないと判断した場合は、写真記録の上理由書を添付し全荷返品します。</p> <p>(5) 廃棄物搬入管理及び施設管理フォーマット（11様式）を提出します。（資料1）</p> <p>(6) 弊社の誤記であります。指摘の通り修正いたします。（資料2）</p> <p>(7) 非飛散性アスベスト含有廃棄物は、埋立て指針に沿って、日付、場所（平面位置、高さ）を記録しマニフェストで管理します。埋立ては二重梱包し、その都度覆土します。</p>
---	---

2 水質関係

- (1) 埋立終了後の処分場内側および外側から流入する雨水は、全て処分場外周のU字溝に集水して地下浸透させ、外部に流さないことができますか。
- (2) 浸出水ならびに処理水は出ないとのことですが、既設処分場の管理用浸透枡を覗いた時、かなりの水が流れていたのを見ましたが、何故ですか。
- (3) 観測用井戸の位置について
- ① 現在の地形は、人為的な改変が進んでるように見受けられるので、既設処分場が計画される以前の地形図がありましたら見せて下さい。
- ② 私には地形と地下水位（流向）の関係が理解できません。逆ではないですか。
- ③ 標高約 30～約 40mの間に存在する砂層に地下水脈がある可能性はないですか。（約 30m以下に粘土層があるため）

2 水質関係

- (1) 外周U字溝より既設処分場雨水下水管きょを経て、3ヶ所の雨水浸透枡へ集水する計画でありましたが、雨水浸透枡が小規模な為、管理棟用地に雨水浸透槽（988.186 m³）を埋設する事とします。（資料3）
- (2) 指摘を受け現場を再確認（25. 3. 5）しましたが流水は確認出来ませんでした。ただ、浸透枡地下側方のクラックより雨水浸透水が水滴状に底部に落下し水紋が発生しておりました。現場調査日（25. 2. 8）2日前の雨天の影響かと思われます。
H25.2.26に千葉市でも確認しています。
- (3) 観測用井戸の位置について
- ① 市の事前協議に際し環境規制課の指示で、地歴調査を実施しましたので地形図（昭和 35 年）及び航空写真（昭和 61 年）を資料として提出します。（資料4）
尚、現場の人為的な改変は、旧事業者へのヒアリングにより既設処分場造成工事に際し、今回計画地の地権者の了承を得て発生残土の一部を敷均したとのことです。
- ② 千葉市発行の付近深層水流向図及び弊社地下水高調査表を提出します。（資料5）
- ③ 流水の確認は出来ませんでした。
地質調査の結果によると、標高 30～40m付近は比較的均質な「細砂」層からなり、不浸透層と判断される粘土層は検出されていません。
この区間で実施された粒度試験の結果によると、細粒分の含有率はNo.1 ボーリングで 24%（9.15m 試料）、14%（14.15m 試料）、No.2 ボーリングで 16%（10.15m 試料）、4%（17.15m 試料）であり、粘土層と判断できる粒度組成ではなく比較的均質な下総層郡の砂層であると判断します。
従って、地下水を貯留する飽和砂質土の帯水層ではあるが、地下水脈？があると判断することはできないと考えます。

<p>④ 隣接する残存中間処理場の堆積廃棄物による影響を考慮する必要はありませんか</p> <p>(4) 浸透水が地下水等検査基準に不適合の場合、「原因物質の除去に努めます。」は、「～除去します。」に変更すべきではないですか。</p> <p>(5) 増設分の観測井は2か所しかないことから、既存埋立部の観測井についても主要項目（電気伝導率、塩素イオンなど）は調査した方が良いのではないですか？</p> <p>(6) 地下水の現地調査において、硝酸性窒素等が環境基準を超えている理由として、周辺農地における施肥の影響としているが、そのような認識で正しいですか？</p>	<p>同孔内に於けるボーリング孔内水位とアセスメントによる地下水位の高さの差異について、ボーリングが水使用作業であること、粘性土の影響を排除出来ないこと、ボーリング深30mの内14m以深はストレーナ管であること、季節的要因等よりアセスメントによる地下水位（標高25m前後）を第1滞水層と判断しました。 念の為、処分場埋立て部掘削底はGL-15mとしました。</p> <p>④ 別法人の残存中間処理堆積廃棄物が、本計画地へ約20m程度越境しております。度々、撤去要請をするも現状となっております。掛かる部分は設置工事に際し弊社として作業スペースを確保の上、適正に処理致します。 残堆積廃棄物は当該処分場設置後、改めて分別し増設処分場に埋立てを致す所存です。</p> <p>(4) 申請書、3維持管理に関する計画書中の文言について訂正すると共に指摘の通り実施致します。（資料6）</p> <p>(5) 現在「千葉市産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱平成23年4月1日」維持管理基準の「地下水の水質検査項目」並びに「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」の安定型最終処分場の浸透水・周縁地下水の検査項目には、電気伝導率、塩素イオンの測定は適用はありません。 しかし、同項目は地下水汚染の早期発見指標として有効な項目であると考えており、維持管理項目に加えたい。</p> <p>(6) 千葉市の計画地周辺での調査結果並びに本事業計画地周辺の調査結果より「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が地下水の環境基準を超過している箇所があります。 同物質の発生源として、工場・事業所排水、家畜排泄物、生活排水、施肥、自然など多種多用ですが、本計画地周辺の土地利用状況から推測して施肥による影響が大きいのではないかと考えます。</p>
---	---

3 騒音・振動、悪臭関係

(1) 生活環境影響調査書 P59 の騒音発生源として、バックホウ、ブルドーザ、ダンプトラック各一台としているが、これ以上の同時稼働はないと判断してよいですか？

(2) 拡張前の処分場においては、悪臭、害虫やネズミの発生、水質悪化などが生じたことはないですか。

(3) 消臭剤・殺虫剤などは何を予定しているか。また、もし、使用した場合、適当な時期の地下水検査を追加する計画などはありますか。

(4) 切土工事の期間の予定はどのくらいですか。

3 騒音・振動、悪臭関係

(1) 現状では左記の3台の同時稼働を想定しております。他の機械を使用する場合は、市・環境規制課と協議の上千葉県環境保全条例に定める届出を行います。コンパクターの使用は、計画致しておりません。

(2) 旧事業者へのヒアリング及び維持管理記録等により、左記事態は無かったことを確認しています。
管理事務所には消臭剤、殺虫駆除剤等を常備します。

(3) 安定5品目の埋め立てを行うため、悪臭の発生はないと考えていますが、発生した場合は、天然植物等から抽出された成分の消臭剤、殺虫剤を準備いたします。

天然由来なら絶対安全かとの見解もありますが、安全性を十分に確認し、施設の清掃及び腐敗性有機物付着搬入物の防止を図り、同剤の使用を極力行わない施設運営に努めます。

このことから、現状では地下水調査は計画しておりません。

消臭剤：天然植物（草木等）を原料

殺虫剤：除虫菊等を原料

(4) 施設設置に係る土工事については下記を計画しております。

掘削	191,556.8 m ³	} 76,319.8 m ³
中間、最終覆土	50,030.6 m ³	
堰堤	11,289.2 m ³	
常設及び緊急覆土	15,000.0 m ³	

覆土量は、隣接借地に保管致します。場外搬出土量は 115,237 m³ となります。搬出土は所定の保管場所にストックの上、建設用埋戻し材として売却致します。切土工事期間は 115,237 m³ / 40 台 × 6.0 m³ / 日 = 480 日です。

ダンプトラックの運行に際しては、県道より入口付近に待避所を設ける他誘導員を配置し地元車輛を優先とします。